

所長メッセージ

弊所は今年で開業17年目ですが、開業時に新築した事務所兼自宅建物も同じ年月を経ているため、このところ色々な所で修繕が必要になってきました。まず、私たちが一番長い時間を過ごす事務所の床が、椅子のキャスターにより一部剥がれて来たため修繕を検討していたところ、10月に来襲した大型の台風21号により外壁のサイディングがずれて隙間から雨が入り込んで雨漏りが発生し、外壁の張り替え若しくはシーリング&塗装工事が必要となりました。

日頃、お客様の会社で発生した修繕費などの会計資料を拝見すると、「臨時費用が発生し今月(今期)は赤字になってしまいました」と何気なく話してしまっていますが、自分の身に100万円以上の「臨時費用」が発生してみると、お客様の事業の中で日々発生している「臨時費用」の重みを今更ながらに感じ、もっとお客様の気持ちに寄り添い、実感を持って言葉にしないといけないと痛切に反省しました。経営者の私でさえそうなのですから、経営者ではないスタッフ達は、さらに実感が無い中で経営者の皆さんと話をしていると思われるため、この機会にしっかりとその辺りを指導しなければと思っています。

TKC全国会創設者である故飯塚毅先生は、「関与先が我であり、我が関与先だ、との一体感の実感」を持つことにより本当の関与先との関係が創造されていくと述べられており、この秋、初心にかえて飯塚先生の書籍を読み進めながら、自分を見つめ直しています(浅野)。

配偶者控除・配偶者特別控除が変わります。

あっという間に月日が過ぎ、今年も年末調整の書類をご用意していただく時期になりました。

平成30年分から配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されるため、平成30年分の扶養控除等(異動)申告書に記載する内容が前年までと変わります。平成29年までは所得金額が38万円(給与所得のみの場合の収入金額が103万円)以下の配偶者について、扶養控除等申告書の控除対象配偶者欄に記載して配偶者控除をうけることが出来ました。平成30年からは所得金額が38万円以上85万円以下(給与所得のみの場合収入金額103万円以上150万円以下)の配偶者についても配偶者控除と同額の配偶者特別控除がうけられることになり、

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(昭24.11以前生)	平成30年中の所得の見積額	
		あなたとの続柄	生年月日		特定扶養親族(平8.12生~平12.11生)	非居住者である親族
A 源泉控除対象配偶者(注1)			明・大昭・平			円
				<input type="checkbox"/> 同居老親等		円

所得金額が85万円以下の配偶者については、扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」欄に記載が

必要になります。

また、配偶者控除や配偶者特別控除を受ける本人の合計所得金額に応じて配偶者控除や配偶者特別控除の金額が変わることになりました。本人の所得金額が900万円を超えると控除額が38万円より少なくなり、1,000万円を超えると控除額がなくなります。

控除の対象になるかどうかは収入金額ではなく所得金額で判断していただく必要がありますのでご注意ください。ご不明な点がございましたら弊所までお問合せください（児島）。

医療費控除が変わりました！

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合の改正が行われました。医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制が創設され、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にスイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について一定の金額の所得控除ができることとなりました。この控除が受けられるのは、申告する方が健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（定期健康診断や予防接種等）を行っている場合です。なお、スイッチOTC医薬品はドラッグストア等で購入できますが、領収書等にはセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されていますので、注意が必要です。なお、この控除については従来の医療費控除との選択適用となりますので、いずれか一方を選択して適用を受けることとなります。

また、28年分の申告までは医療費控除の適用を受ける場合、医療費の領収書の提出が必要（電子申告の場合には提出は省略可能）でしたが、29年分の申告からは、医療費控除の明細書（又はセルフメディケーション税制の明細書）の添付が必要となり、領収書は5年間保存し、税務署から求められたときは提示又は提出することとなりました。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する医療費のお知らせなど）を添付すると明細書の記入を省略することもできます。ただし、医療費のお知らせについては、今のところ、その記載内容（期間や支払った金額等）だけをそのまま控除の際に使用することが難しいため、医療費控除を受けるためには領収書の保存はしばらく必要となりそうです（中嶋）。



ひとりごと

今年も早いもので残り2ヶ月となりました。我が家では、年末の大掃除に時間をかけないように、少しずつ掃除を始めました。昨年も前倒しで行い、年末はのんびりと過ごすことができました。

さて、年末調整の時期になりました。皆様のお手元に生命保険料控除証明書のハガキ等が届いていると思いますが、この時期は、保険を見直す良い機会になります。生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除を使いきっていない方で新たなリスクに備えたいという場合には、ぜひこの機会に加入をご検討されることをお勧めします。

私どもTKC会計事務所と提携関係にある大同生命保険に「介護リリーフ」という商品があります。この商品は、公的介護保険制度の要介護状態3（食事や排せつに一部介助が必要。入浴などに全面的な介助が必要。片足での立位保持ができない等）以上になった場合に保険金が支払われ、介護にかかる大きな負担をカバーします。今や要介護認定者数は400万人以上となり毎年増加しています。ご興味がおありになる方は、保障内容等詳細について担当者からご説明いたしますので、お気軽にお問い合わせ

ください (吉田)。